

NO	該当章	該当頁	該当箇所	質問	回答
1	第1章	P16	別表第1:処分事由の区分 第3号	調査等を依頼した建築物又は建築設備等の所有者又は管理者から資格者証の提示を求められた場合は、原本(A4)を提示することは必須でしょうか。	所有者等の了承が得られるのであれば、資格者証原本以外で資格者であることが証明できるもの（資格者証のコピーや昇降機センターが発行する昇降機等検査員資格者証交付証明書など）を提示いただいても構いません。
2	第2章	P103	検査結果表（注意）⑨	検査結果表の「検査結果」欄の記載方法について、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けている項目で、かつ機能に不具合がないものについては、「要是正」に○印を記入したうえで、「既存不適格」にも○印を記入し、機能に不具合があるものについては、「要是正」のみに○印を記載するという理解でよいでしょうか。	貴見のとおりです。
3	第2章	P105	31行目	主索切れ、錆など指摘の内容が異なっている場合でも、同一主索かつ同一箇所の場合は、1枚だけ写真を添付すると解釈してよいでしょうか。	指摘内容が異なる場合は、それぞれの状況が分かる写真を添付してください。
4	第3章	P141	定期検査報告書 第二面 5.昇降機の概要 補足	B1階、R階がある場合に停止階の表記を「B1・1～15・R」と分けて記載する必要がありますか。	定期検査報告書「5.昇降機の概要」には停止階床数を記載することとされているため、停止階については必ずしも分けて記載する必要はございません。
5	第3章	P148～183	検査結果表の記入例	148頁から183頁にかけて検査結果表の記載例に「○」等が記入し易いように昇降機センターが独自に記入欄を設けていますが、告示別記様式とは異なる記入欄を設けてもよいのでしょうか。	告示別記様式の(注意)において、「○で囲う」が「○で選択する」に改正されたため、参考様式として○を選択する記入欄を設けています。
6	第3章	P148	下部より3行目 1(12)ハ. 綱車と主索の滑り等により判定の選択について	1(12)「ハ. 綱車と主索の滑り等により判定」が該当しない場合、選択ボックスの適および否に「—」を記入する必要がありますでしょうか。また、その他項目の選択ボックスについても同様の取扱いとなるのでしょうか。	特定行政庁若しくは報告書の受付事務を担う関係団体にご確認ください。
7	第3章	P153	下から5行目、検査項目4(17)	巻胴式エレベーターで調速機付きの6(7)が非常止め装置の検査では、ハ:非常止め作動時に「釣合おもりを持ち上げて」の部分を抹消する様にしていますが、今回の検査結果表書式変更では抹消はできず、どのように対応したらよいかご教示ください。	該当するものを○で選択することとし、該当しない項目を抹消する必要はございません。
8	第3章	P156	図中 特記事項	別添1様式の特記事項欄に既存不適格と記載した場合は、検査結果表の特記事項欄にも同様に記載するのでしょうか。	特定行政庁若しくは報告書の受付事務を担う関係団体にご確認ください。
9	第3章	P156	別添1様式	主索に不具合はないが既存不適格に該当する場合、検査結果欄は「指摘なし」にチェックを入れる、という理解でよいでしょうか。	検査結果欄は「要是正」にチェックを入れてください。
10	第3章	P185	上から8行目	第3章の「既存不適格の判断基準」P185にある[耐震]と示す検査事項は、平成26年3月31日時点で、現に存在しているか工事中の昇降機で当該告示に不適合とされるものを「要是正」と併せて「既存不適格」と判定するとあります。この場合に基準とする工事着手日は、基本的に確認済証交付日としてよろしいでしょうか。	工事着手日は、建築基準法施行規則第4条に基づく完了検査申請書（別記第19号様式）等により確認することができます。審査の効率化を図るため、報告者におかれましては、建築基準法施行規則第6条第3項に基づく定期検査報告書（昇降機）（別記第36号の4様式）の第二面【8.備考】の欄に「工事着手年月日」を記載していただくことが望まれます。
11	第3章	P185～P191	「転倒及び移動を防止するための措置の状況」、「突出物の状況」	転倒及び移動を防止するための措置の状況・突出物の状況について、2017年版では「設置時期」で既存不適格を判断する取扱いとなっていたが、2025年版では「設置状態」で判断する取扱いに変更されたとの理解でよいでしょうか。	貴見のとおりです。これらの検査事項は現場で判断することが可能なため、設置状態で判定してください。
12	第4章	P213 P292	4.2.1 別表1ロープ式エレベーター	2025年版業務基準書からホームエレベーターの記載が無くなっていますが、ロープ式エレベーターの判定基準に従って判定すればよいでしょうか。	ホームエレベーターは定期報告を要する昇降機のうち政令で定めるものから除外されているため削除しました。
13	第4章	P234	1(2) 機械室内の状況並びに照明装置及び換気設備等 開口部又は換気設備の設置及び換気の状況	判定基準の解説において、換気扇の取付け位置が低く安全上支障がある場合に設置されるガードの状況を確認する旨が追記されておりますが、「取付け位置が低い」とは床面からの程度の高さを指すものと解すべきでしょうか。	換気扇の取付け高さについては、特段の規定はございません。
14	第4章	P243	1(12) 巻上機（綱車又は巻胴）綱車と主索のかかりの状況上から3行目 検査事項について	（ろ）検査事項には（巻胴のものを除く）とありますが、検査対象の解説では巻胴に対する検査判定について記載があります。この記載は誤りと考えてよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。巻胴式エレベーターは、トラクション式エレベーターと比べて主索・巻胴間のすべり量が非常に小さく溝の摩耗はほとんど発生しないことから、本検査事項で確認する必要はございません。誤記については昇降機センターのホームページに正誤表として取りまとめ掲載します。

NO	該当章	該当頁	該当箇所	質問	回答
15	第4章	P257	1(18) 駆動装置等の耐震対策 転倒及び移動を防止するための措置の状況	「検査対象の解説」では、「頂部返し車はり」について検査対象を機械室なしエレベーターに限定していますが、機械室ありエレベーターにおいてもベースメント式については昇降路頂部に返し車はりが存在します。こちらについてはも当該検査事項にて判定してもよろしいでしょうか。	「昇降機技術基準の解説（2016年版）」1.3-128頁第一号(7)では、その他の特殊な駆動方式のエレベーターについても、その構造に応じて同様の確認を行う必要がある旨が記載されています。このことから、ベースメント式で構造上頂部に返し車はりが存在する場合には、当該返し車はりを主要な支持部分とみなし、『1(18) 駆動装置等の耐震対策（転倒及び移動を防止するための措置の状況）』において確認が必要となる場合があります。
16	第4章	P268	定期検査報告書等の記入方法の解説	左記解説には、「主索を新規に交換した直後等で、全ての主索において錆及び錆びた摩耗粉がない場合は、「錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分」の「なし」を○で選択して、判定基準欄に「ハ」を記入してください。他の記載欄は全て空欄としてください。」と記載されていますが、主索の径の状況、素線切れの欄についても同様に空欄でよいのでしょうか。	空欄とした場合、記載もれと区別がつかなくなるため、左記の運用としています。ただし、地域によってはこれと異なる運用をしている可能性があるため、詳しくは所管の特定行政庁若しくは報告書の受付事務を担う関係団体にご確認ください。
17	第4章	P299	4(5) 頂部綱車 取付けの状況	2025年版から頂部綱車のはりが既存不適格の対象ではなくなりました。平25国告第1047号の強度計算が必要な主要な支持部分に機械室レスは「主索」「主索端部」「ガイドレール」「頂部返し車」となっており今までの既存不適格とする判定は妥当だったかと思いますが、変更になった理由を教えてください。	頂部綱車のはりの既存不適格の判定は、1(18)駆動装置等の耐震対策で行うこととしていることから、4(5)頂部綱車の取付けの状況では、重複を避けるため当該判定は行わないこととしました。
18	第4章	P299	4(5) 頂部綱車 取付けの状況	上記の変更により、4(5)頂部綱車の判定を指摘なし、1(18)駆動装置等の耐震対策の判定を既存不適格と検査結果を訂正するにあたり、第二面等に変更理由の記載は必要ですか。	特定行政庁若しくは報告書の受付事務を担う関係団体にご確認ください。
19	第4章	P313	4(14) 昇降路内耐震対策 突出物の状況	検査対象の解説では、「昇降路に設置される保護線およびプロテクターの構造については、建物の高さ、エレベーターの耐震クラスにより耐震性能が異なりますので、対象となるエレベーター耐震要求を確認してください。」記載されていますが、令第129条の7第五号の規定に加え、「昇降機耐震設計・施工指針」も加味して判定する必要があるという理解でよろしいでしょうか。	令第129条の7第五号への適否は、確認申請時に求められていた耐震基準により判定してください。なお、「昇降機耐震設計・施工指針」を加味して判断する必要はありません。
20	第4章	P332	6(7) かが非常止め装置 作動の状況	綱車の回転状態は、2)の検査方法においても、3)に示されている綱車の回転状態を検知する発光ダイオード、信号等を用いて確認してよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
21	第4章	P334	6(9) 釣合ロープ又は釣合鎖の取付部 釣合鎖とピット床のすき間の状況	判定基準の解説では、「釣合鎖とピット床のすき隙間の状況とは、緩衝器の取り付け台等も含みます。」と記載されていますが、判定基準に示されているとおり、釣合鎖がピット床に接触していないことを確認すればよいという理解でよろしいでしょうか。	緩衝器の取り付け台等のピット床から突出している部分がある場合は、当該部分と釣合鎖が接触していないことを確認してください。
22	第4章	P373	2(1)油圧配管 劣化の状況	2017年版においては、埋設配管など目視できない箇所があった場合には、特記事項欄への記入を求める記載がありました。2025年版ではこの記載がなくなりました。特記事項への記載は不要になったと解釈してよいのでしょうか。	取扱いについては変更はございません。これまで通り特記事項へ記載してください。
23	第4章	P469	2(13) パンタグラフ式(下枠及びアーム)	既存不適格の欄に「なし」と記載されているがP197の表では既存不適格として扱われており、両者の記載内容が一致していません。	P469の既存不適格の欄の記載を「なし」から「あり」に訂正します。本件については昇降機センターのホームページに正誤表として取りまとめ掲載します。
24	第4章	P557	図4 交差部固定保護板の取付け例について	交差部固定保護板の前縁について、2017年版では、ハンドレール上面から鉛直上方向に300mm以上確保する要件が示されていたが、2025年版(2017年版追補を含む)ではこれが削除されています。その理由をご教示ください。	本基準はJEAS-422Aに示されているものであり、建築基準法令等の構造基準、定期検査の判定基準で定められている要件ではないため削除しました。なお、昇降機技術基準の解説の「設計上の留意事項」に記載のとおり、交差部固定保護板の前縁においては、ハンドレールの上面から鉛直上方向の寸法を300mm以上確保することが望まれます。